

飲料水

建築物衛生法 飲料水水質検査

「厚生労働省 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第4条3、4」に基づく

No.	項目	基準値	項目名	検査頻度	備考	
1	一般細菌	100 個/ml以下	11 項目	6 ヶ月に 1回		
2	大腸菌	検出されないこと				
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下				
38	塩化物イオン	200 mg/l以下				
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/l以下				
47	pH値	5.8~8.6				
48	味	異常でないこと				
49	臭気	異常でないこと				
50	色度	5 度以下				
51	濁度	2 度以下				
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	5 項目		※1	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下			※1	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下			※1	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下			※1	
40	蒸発残留物	500 mg/l以下			※1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	消毒 副生 生成 物 12 項目	1 年 に 1 回 (6/1) 5 9/30)		
21	塩素酸	0.6 mg/l以下				
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下				
23	クロロホルム	0.06 mg/l以下				
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下				
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下				
26	臭素酸	0.01 mg/l以下				
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下				
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下				
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下				
30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下				
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下				
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	有機 化学 物質 等 7 項目	3 年 に 1 回	※2	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下				※2
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下				※2
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下				※2
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下				※2
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下				※2
45	フェノール類	0.005 mg/l以下				※2
—	全項目 (P1 水道法51項目)	—		給水の開始前	※2	

No.は水道法水質基準に関する省令でのNo.

※1 …省略可能項目。その年の初めの検査で適合した場合は、次回省略可能

※2 …水源の全部または一部に地下水などの水を利用し飲料水を供給する場合